

笠松みなと公園の使用に係る 手引き

令和6年4月（初版）
令和7年4月（改訂）

笠 松 町

木曽川・笠松エリア利用調整協議会

目 次

1. 概要	1
(1) 趣旨	1
(2) 都市・地域再生等利用区域の範囲	1
2. 使用条件等	2
(1) 使用条件	2
(2) 公園環境維持協力金（施設利用料）	4
(3) 使用中止・緊急時対応	5
3. 使用日までの手続きについて	5
(1) 事前相談	5
(2) 申請手続き	5
(3) 審査	5
(4) その他手続き【飲食のみ】	6
(5) 広報活動	6
4. 使用後	6
(1) 実施有無の報告	6
(2) 公園環境維持協力金（施設利用料）の振込	6
(3) 実施報告書の提出	6

1. 概要

(1) 趣旨

笠松町では、町の歴史・文化、自然条件を現代の社会経済的条件の中で再生させ、そこに新たな「笠松らしさ」を付加させるとともに、住民協働の理念のもとで町全体が「動いている」と実感できるようなまちづくりを進めることが、町の新たな発展のために重要であると考えました。また、当町は江戸・明治時代には岐阜県の政治の中心であったこと、木曽川沿川の交通の要衝・物資が集散する場所いわゆる「川湊の町」として、繁栄発展してきた場所であります。しかしながら、木曽川及びその河川敷は当町の約1/3の面積を占めるものの、時代の進展とともに川との関係が希薄となり、以前のような賑わいが見られなくなりました。そこで、木曽川を笠松町の玄関口や人々が行き交う交流の場とした水辺の環境を生かしたまちづくりを進める必要があると考え、笠松みなと公園をまちづくりの舞台として選定したところであります。

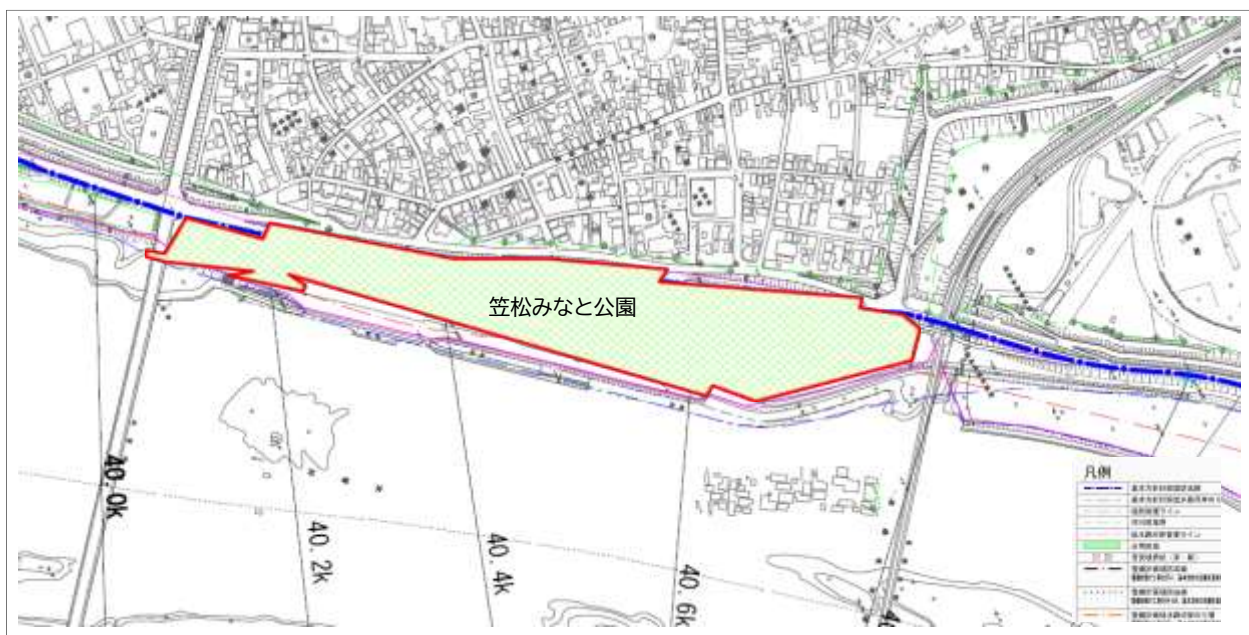
それらを実現するため、平成21年度に「リバーサイドタウンかさまつ計画」を策定し、その計画に則り、園内の芝広場・BBQ広場等を整備したほか、隣接する各務原市の河川環境楽園までの約5kmにわたるサイクリングロードを整備し、広域連携等にもつながる場所として位置づけ、各種ハード整備がひとまず完了しました。その後、令和時代に即した水辺の利活用（ソフト面）を検討するため、令和3年度に「木曽川・笠松エリア利用調整協議会」を発足し、近隣公園との差別化や付加価値創造を検証するための社会実験を、令和3年度から令和5年度までの3年間かけて実施し、木曽川沿いの県内唯一の競馬場がある立地を活かした「馬」を活用する乗馬体験等、様々な可能性を探るイベントを開催し、事業としての成立可否について協議してきたところです。その結果、当該協議会において、笠松みなと公園は地理的条件等を十分に活用できる場所と判断され、当該公園の占用範囲エリアを、都市・地域再生等利用区域としての指定が必要であると結論づけられ、地域の合意形成が図られました。

そこで、中部地方整備局長あて「河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域」指定等に関する要望を行い、令和6年3月22日付けで都市・地域再生等利用区域の指定を受けました。

つきましては、当該区域において、営利活動を実施したい事業者等の申請を受け付けします。

(2) 都市・地域再生等利用区域の範囲

笠松みなと公園一帯（一級河川木曽川水系木曽川の右岸河川区域のうち、名古屋鉄道名古屋本線橋梁の下流から県道14号岐阜稲沢線木曽川橋下の遊歩道までの区域）… <下図の赤枠範囲内>



住所：笠松みなと公園（岐阜県羽島郡笠松町港町官有地無番地）

2. 使用条件等

(1) 使用条件

①申請対象者

申請できる対象は、笠松町内外の所在や在住を問わず、「企業」「団体」「個人」（以下、「者」という。）とします。

【申請対象外の方】

次のいずれかの項目に該当する場合は、申請資格を有しないものとします。申請から審査終了までの期間や実施日後に、該当が判明した場合は申請資格を失うものとします。

(I) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(II) 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、必要な許認可を有していない者

(III) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的とする者

(IV) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者

(V) 社会通念上不適当あるいは違法なものを販売する者

②使用時間

規定の公園利用時間に準じ、下表のとおりとします。

3月～10月	午前8時45分～午後6時
11月～2月	午前8時45分～午後5時

準備から片付けまでのすべての時間を含むことを原則としますが、週末等の夜間利用など、申請内容によっては、事業者と笠松町との協議により変更が可能です。

ただし、水防団の訓練、町民スポーツ大会、リバーサイドカーニバル、マルシェ等の笠松町または笠松町の任意団体が主催する行事が予定されている場合には、開催希望日に添えない場合があります。

③使用上のルール・注意事項

ア. 共通事項

占用区域を使用するにあたって、以下の項目について使用ルールを定めています。

使用上のルールが守れない場合は、笠松町より使用中止を命ずることもあり、今後の使用をお断りさせていただくことがあります。

(1) 国土交通省及び笠松町（水防団、商工会等も含む）が河川敷で事業等を行う場合には、協力及び使用に関する協議に応じること。

(2) 実施にあたっては、笠松町及び笠松町からの公園管理業務受託者の指示に従うこと。

- (3) 実施日（出店、催事等）ごとに設備等を撤去することを基本とする。ただし、連続する実施日の場合で、設備等を夜間残置したい際は、事前に相談をしてください。なお、笠松町は夜間残置時における盗難損傷等の責任は負いません。また、緊急時には夜間であっても迅速な設備撤去をお願いすることがあります。
- (4) 設備等を撤去する際には、必ず公園の現状回復を行うこと。
- (5) 出水時を想定した撤去計画があり、かつ出水時には計画に準じ撤去できること。夜間残置する場合でも、当該撤去計画に基づいた実施をお願いすることがあります。
- (6) 周辺環境に配慮し、使用区域内にゴミや汚れがないよう清掃等に心掛けること。
- (7) 騒音対策、煙害、臭い、ゴミ処分など周辺環境に十分配慮すること。利用者（客）が使用した事業者の関連するゴミは、自ら責任をもって処分すること。連続する実施日の場合であっても、1日ごとにゴミ処理をするとともに、夜間のゴミ放置を禁じます。
- (8) 関係法令（河川法・消防法・食品衛生法など）を遵守すること。
なお、事業者及びスタッフの飲酒行為を禁じます。
- (9) 木曽川の河川敷及び「笠松みなと公園」、サイクリングロード等の利用者の行動を妨げないこと。
- (10) 苦情があった場合は適切に対応し、その内容を笠松町担当窓口に報告すること。
- (11) 事故等が発生しないよう、事業者の関係者や利用者（客）に注意喚起するとともに、避難指示を適時・的確に行うこと。
- (12) 堤防や護岸等の河川構造物及び笠松町施設（遊具やトイレ、休憩所等）を損傷、破壊しないこと。損傷等させた場合は笠松町へ報告し、復旧すること。
- (13) その他、問題等が発生した場合には、笠松町との協議に応じるとともに、指示に従うこと。

イ. 飲食を伴う出店（露店・キッチンカー）

《使用前の手続きについて》

- (1) 利用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険・賠償責任保険等の保険に加入してください。

- (2) 露店等の開設届出

火気器具（発電機含む）を使用する場合は、必要な届出の手続きを行ってください。

羽島郡広域連合消防本部 西消防署（笠松町美笠通3丁目25番地） TEL：058-388-1198

- (3) 営業許可等

飲食事業（販売含む）を実施する場合、必要な営業許可等の手続きを行ってください。当日は、消火器をご持参ください。

岐阜保健所（各務原市那加不動丘1丁目1番地） TEL：058-380-3001

《使用日当日》

- ・ 上記(3)で取得した営業許可証を掲示すること。
- ・ 別添「かさまつみなと公園臨時飲食店舗出店マニュアル」に従うこと。

ウ. 音出し行為について ※マイクやスピーカー等を使用する場合

- ・ 使用区域の周辺には住居等があります。周辺環境に配慮した実施をすること。
- ・ 音を出すイベント等を実施する場合は、事前に近隣住民へ周知するなど対策を講じること。
- ・ 笠松町より音量の調整やスピーカーの向きの変更等をお願いすることがあります。
- ・ 実施中に近隣からの苦情等を受けた場合は、笠松町より使用中止を命ずることがあります。

エ. 駐車場について

- ・駐車場を制限する場合は、事前に笠松町にその旨を伝え、周知する看板を実施日1か月以上前から園内に設置してください。
 - ・当日は、来場者の誘導員を出入口付近及び駐車場内に配置してください。
 - ・車両は、必ず駐車場へ置くとともに、通路等に駐車しないでください。
 - ・荷物の搬入等でやむを得ず園内に乗り入れる場合は、速度を落としたうえで、安全に気を付けて走行し、搬入が終わり次第駐車場へ移動してください。
- ただし、芝生広場・石畳への乗り入れは禁止です。

オ. 笠松町から無償提供できるもの

○上水道（手洗い用）2か所（①休憩所あづまや ②BBQ サイト）

＜様式第4号_10頁「位置図」参照＞

カ. その他

- ・テントを設営する場合は、風速の強さに関わらず、全ての脚に必ずウエイトを設置してください。
- ・音響装置や照明機材等、事業に必要な備品全ては、事業者側で準備してください。
- ・混雑が予想される場合には、自ら警備員等を配置するなど、安全対策を十分にとってください。

（2）公園環境維持協力金（施設利用料）

河川敷地占用許可準則第25第2項第2号には、「施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること」と明記されております。

笠松みなと公園の「都市・地域再生等利用区域」の範囲内を利用する事業者等においても、営利を目的とした飲食に関する内容など、「公園環境維持協力金（施設利用料）」を笠松町に納めていただきます。金額は1日の1サイト【※】における出店や、1日1回の実施につき2,000円です。

【※】1サイトの間口は5m程度で、1サイトにはキッチンカーやテントは基本的に1台、1張となります（1サイト内であれば小型テントを複数設置しても構いません）。

雨天や荒天等による出店キャンセルは、原則前日まで可（施設利用料：無し）とし、その場合は笠松町まで電話連絡をお願いします。また、当日の天候により、急遽キャンセルした場合でも、施設利用料は発生しませんが、必ず翌日以降の平日に笠松町まで電話連絡をしてください。使用した場合のみ、後日施設利用料をお支払いいただきます。支払方法は、笠松町より納入通知書を送付しますので、振込にてお支払いいただきます。

なお、笠松町へお支払いいただいた施設利用料は、河川敷地における施設の維持管理、良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てさせていただきます。

＜公園環境維持協力金（施設利用料）の積算（例）＞

- ・キッチンカー1台で2日間の出店 ⇒ $2,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 日} = \underline{4,000 \text{ 円}}$
- ・テント1張で3日間の出店 ⇒ $2,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} = \underline{6,000 \text{ 円}}$
- ・イベント1日間で、キッチンカー5台・テント4張の出店
⇒ $(2,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 日}) + 2,000 \text{ 円} \times (5 \text{ 台} + 4 \text{ 張}) = \underline{20,000 \text{ 円}}$
- ・イベント2日間（キッチンカー・テント等の出店なし） ⇒ $2,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 日} = \underline{4,000 \text{ 円}}$

(3) 使用中止・緊急時対応

①使用中止の基準について

- ・笠松町に暴風・大雨・洪水・大雪のいずれかの警報発令が予想される場合は、使用中止とします。
- ・実施中にゲリラ豪雨等の荒天となった場合は、笠松町より口頭または電話にて使用中止の連絡をすることがあります。その場合は、速やかに関係者並びに来場者等に伝達し、速やかに片付けや避難誘導等を行ってください。なお、撤去が困難または危険な場合は、一時退避後、様子を見て撤去してください。

②出水時における撤去計画に基づく対応について

- ・事前に提出した「出水時における撤去計画〈様式第3号〉」に基づき、設置物の撤去等をしてください。

3. 使用日までの手続きについて

(1) 事前相談

使用希望日や出店内容等を下記まで事前にご相談ください。みなと公園の空き状況を確認後、申込書等の書類を送付いたします。笠松町または笠松町の任意団体が主催する行事が予定されている場合には、開催希望日に添えない場合がありますので、ご了承ください。

＜お問合せ先＞ 笠松町役場 企画環境経済部企画 DX 課 企画調整担当（事務局）
電話 : 058-388-1113 FAX : 058-387-5816
E-mail : kikaku@town.kasamatsu.lg.jp

(2) 申請手続き

使用日の1か月前までに下記必要書類を添えて事務局へご提出ください。

- | | | |
|----------|--|-----------|
| ＜申請書類＞ | ○都市・地域再生等利用区域使用申込書（イベント企画） | ＜様式第1-1号＞ |
| | ○都市・地域再生等利用区域使用申込書
（キッチンカー・テント等臨時飲食店舗） | ＜様式第1-2号＞ |
| | ○誓約書 | ＜様式第2号＞ |
| | ○出水時における撤去計画 | ＜様式第3号＞ |
| ＜書類提出先＞ | 笠松町役場 企画環境経済部企画 DX 課 企画調整担当 | |
| ＜提出方法＞ | 郵送またはE-mailで提出
〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地
E-mail kikaku@town.kasamatsu.lg.jp | |
| ＜書類の取扱い＞ | 原則として、提出された書類は公表せず返却しません。 | |

(3) 審査

①審査方法・基準

笠松町において「2（1）使用条件」に基づき審査し、承認有無を決定します。

②審査結果の通知

審査結果は、「3（2）の申請書類」受付後、約1週間程度を目安に、申請者へ「使用承認（非承

認）通知書（様式第4号）」にて通知します。審査の経過や内容、結果についての問合せには、一切応じません。同一場所、同一期間等となった場合には、協議・調整をします。

ただし、次に掲げる事項に該当したときは、承認を取り消すことがあります。

○申請書類に虚偽の記載があった場合

○申請資格を満たしていないことが判明した場合

○著しく社会的信用を損なう行為により、申請者が事業者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

③協議・調整

実施場所（笠松みなと公園内のエリア）や期間等について、笠松町がヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

長期間での実施や使用面積の広いイベント等を行う事業者を、初めて行う事業者より優先的に扱いますが、それでも困難な場合にはくじ引きを行う場合があります。その結果については、異議申し立てはできません。

（４）その他手続き【飲食のみ】

3（3）②で承認を受け、かつキッチンカーまたはテントでの飲食出店の使用者は、各自において実施日までに下記2点の手続きを行ってください。

（参照：2（1） イ．飲食を伴う出店（露店・キッチンカー））

①露店等の開設届出

火気器具（発電機含む）を使用する場合

②営業許可等

飲食事業（販売含む）を実施する場合

（５）広報活動

広報は、原則申請者側でお願いします。自主イベントの場合は、広報かさまつ・笠松町公式SNS（LINE・Instagram・X）を活用して行います。

4. 使用後

（１）実施有無の報告

笠松町では、当日の天候等により実施有無が把握できないため、3（1）「事前相談」のお問合せ先まで電話等で連絡をしてください。

（２）公園環境維持協力金（施設利用料）の振込

2（2）のとおり、使用後には公園環境維持協力金（施設利用料）の振込対応をお願いします。

（３）実施報告書の提出

① 申請者は、実施後1か月以内に、実施報告書（様式第5号）の提出をお願いします。

② 実施報告書（様式第5号）には収支報告も含まれます。収支報告の内容は、木曽川・笠松エリア利用調整協議会の会議資料として用いるものであり、個別の事業者の収支を公開することはありません。